

告 示

埼玉県告示第三百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げるサービスを利用した手数料等の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和七年五月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 サービスの名称、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

サービスの名称	指定納付受託者の事務所の所在地、 名称及び代表者氏名	指 定 期 間
埼玉県電子申請・ 届出サービス	東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社NTTデータ 代表取締役社長 佐々木 裕	令和七年四月一日 から令和八年三月 三十一日まで

二 指定をした日

令和七年四月一日